

病院感染防止対策に関する取り組み

当院では、患者さんやご家族、当院で働く職員を含め、病院にかかわるすべての人々を感染から守るため、以下の取り組みを行っています。

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

私たち医療従事者は、患者さんの健康を守り、安全を確保する責務を有しています。病院における感染症発生を抑制するとともに、感染症発生時は拡大による被害を最小限に留めるため、すべての職員が標準予防策および感染経路別予防策を基本とした組織的な対応を速やかに行い、必要に応じて地域の医療機関と連携し、質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。また、感染防止対策の実施に当たっては、患者さんやご家族の人権やプライバシーに十分配慮し、感染症を理由とする不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように努めます。

2. 感染防止対策のための組織に関する基本事項

院内各部署の責任者で構成される組織「感染対策委員会（以下、ICC）」において、毎月 1 回会議を開催し、院内外の感染対策に関する病院内全体の問題点の把握と、具体的改善策の立案と方針決定を行っています。

感染対策を推進するための「感染制御部」を設置し、感染防止対策の実務を行う「感染制御チーム（以下、ICT）」、抗菌薬適正使用の実務を行う「抗菌薬適正使用支援チーム（以下、AST）」、看護部の各診療科・病棟における院内感染防止対策の指導的立場を担う「看護部院内感染対策委員会（リンク委員会）」を配置しています。

3. 感染防止対策に関する職員研修に関する基本事項

職員の感染防止対策に対する意識、知識、技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年 2 回以上行っています。また、入職者を対象に入職時感染対策オリエンテーションを実施しています。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、多剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況について ICT で監視を行い、必要に応じて関係部署に報告し注意喚起を行います。結果は ICC で情報共有し、具体的な感染対策の周知、指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、ICT は速やかに現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。また、特定の場所で通常よりも高い頻度で感染症が発生するアウトブレイクの状態にあると判断した場合には、その規模や影響力に応じて臨時の ICC を開催し、対応を検討し対策を実施します。必要に応じて、平時から協力体制のある

地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応を行います。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

当院の「病院感染対策指針」は、患者さんやご家族等から求めがあった場合には、いつでも閲覧が可能です。また、感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行っています。感染防止の意義、手洗い・マスクの着用等の必要性について、ご理解とご協力をお願いします。

7. 抗微生物薬適正使用に関する事項

抗微生物薬使用はその必要性を吟味し、感染症の原因となる微生物に対し適切な抗微生物薬を選択し、必要十分な投与期間になるよう努めています。また、問題のある症例や特定の抗微生物薬を使用する場合、AST から主治医に対し抗微生物薬の使用目的、投与量、投与期間についてアドバイスをし、治療効果の向上や副作用・耐性菌の抑制につながるよう、抗微生物薬適正使用の支援を行っています。主治医から説明された抗微生物薬の用法用量・投与期間を守り、抗微生物薬適正使用についてご理解とご協力をお願いします。

8. ほかの医療機関等との連携体制

千代田保健所、医師会と共催で感染対策に関する合同カンファレンスを年 4 回開催し、地域連携医療機関の感染症患者の発生状況、院内感染対策の実施状況、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を収集、共有、意見交換等を行い、最新の知見を共有しています。また、新興感染症等のパンデミック発生時は、東京都および千代田保健所、医師会等と協力し、地域や連携医療施設の感染対策を支援します。

9. その他の感染対策の推進のために必要な基本事項

感染対策の推進のため「感染防止手順書」、「抗微生物薬適正使用マニュアル」を作成し、各種ガイドラインを参考に定期的な見直しを行うとともに、病院職員に周知徹底を努めています。

職員は自らが感染源とならないように、定期健康診断を年 1 回以上受診し健康に留意するとともに、血液・体液曝露防止策、予防接種の推奨、個人防護具の着用等を実施し、職業感染の防止に努めています。

2026 年 8 月 20 日（第 3 版）